

11月号

No. 115

発行日 昭和45年11月20日
 発行 三重県度会町
 編集総務課

広報

わたらい

11月のこよみ

全国秋の火災予防運動

26日～12月2日

国民年金推進月間

21日 寄生虫病予防運動

23日 勤労感謝の日

25日 妊産婦検診（母子センター）

26日 乳幼児検診（中之郷保育所）

28日 同PTA研修大会（内城田中）

30日 年少就職者と失業保険相談日
 （役場 10時から）

12月のこよみ

年末たすけあい運動

（1日～31日）

1日 商工相談所開設（役場）

2日 妊産婦検診（母子センター）

3日 乳幼児検診（中川小）

4日 人権週間（～10日）

6日 中川小・中、小川郷小・中展覧会

7日 一之瀬小・中展覧会

9日 妊産婦検診（母子センター）

10日 乳幼児検診（母子センター）

12日 内城田小・中展覧会

15日 年賀郵便特別取扱受付（～28日）

16日 妊産婦検診（母子センター）

17日 乳幼児検診（一之瀬中）

(つづっておくと便利です)

内城田小に優秀賞（2度目）

学校花壇コンクール

県教委、中日新聞などが共催するFBC（フラワー・ブローパー・コンクール＝学校花壇コンクール）に、今年も本町から内城田小学校が参加、昭和40年に続いて2度目の優秀校に選ばれました。

同校は39年に初参加以来、41年だけ休んで以後ずっと伊勢、度会地区代表として連続参加、この間、優秀賞1回、優良賞を3回受賞しています。

花壇は、同校東側の校庭に特設された91平方メートルのもので、サルビアを中心に、その周辺をマリーゴールド・トレニヤなどであしらい、これらがブロックによりきちんと区画されています。このほか、学級花壇や部落にある地域花壇、家庭花壇も審査の対象となります。

なお、花壇コンクールに関連して行なわれる「学校花壇作文」に、同校中田真吾君（1年）が入賞しました。

自衛官募集



ましょう

11月30日までに必ず納め

固定資産税

11月の納税
 (第三期分)

ボーナス 年四・五ヶ月分
 初任給 二五、七〇〇円
 ○○○円相当を無償給付。
 応募資格 18歳から25歳未満
 の男女。
 くわしくは自衛隊三重連絡部明野分駐所（TEL 伊勢(7)0111）か町総務課へお問合せください。

陸と海と空、そこに若い
 あなたの職場・自衛隊がありま
 す。

国民年金教室



通算年金制度で年金は手をつなぐ

通算される
年金制度は

- (1) 厚生年金保険 (2) 船員保険
(3) 国民年金 (4) 国家公務

することができないので、昭和三十六年に拠出制国民年金法が発足したのを機に、通算年金制度が設けられました。

各種の年金
加入期間を通算

十一月は「国民年金普及推進月間」です。国民皆年金の担い手として昭和三十六年四月から掛金を開始した国民年金は、いよいよ来年四月で満十年を迎え、五月から待望の老齢年金の給付がはじまります。

今日は、職場を変つたり職種の移動で国民年金から他の公的年金に変る人や、他の公的年金から国民年金へ加入する人などのために、「年金の通算制度」について説明を加えてみましよう。

通算年金と女子の脱退手当金の比較

平均標準報酬月額	円 15,000	円 20,000	円 25,000	円 30,000
加入期間				
2年 (24ヶ月)	通算年金手当金 13,200 9,000	14,400 12,000	15,600 15,000	16,800 18,000
5年 (60ヶ月)	通算年金手当金 33,000 22,500	36,000 30,000	39,000 37,500	42,000 45,000
10年(1 20月)	通算年金手当金 66,000 48,000	72,000 64,000	78,000 80,000	84,000 96,000

年金は一生

手当金は1回限り

退職などで厚生年金保険をやめたときは、女子の場合は二年以上の加入期間があれば、また男子の場合は五年以上の加入期間がありかつ、年齢が六十歳以上であれば脱退手当金を受給することができます。

しかし、この脱退手当金を受けてしまいますと、厚生年金に加入しなかったものとみなされ、老齢年金が支給されなくなります。

従って、退職されたときでも安易に脱退手当金を請求することなく、再就職の可能性や今後、他の公的年金に加入するかどうか、また、老後の年金制度のことなどをよく考えてから請求してください。

特に女子の場合は、結婚などで退職したとき、配偶者（夫）が職場で公的年金に加入していれば、国民年金に任意加入できます。また、任意加入しなくとも、その期間は年金の通算対象期間とされ、将来厚生年金保険の加入期間をもとにして通算老齢年金が支給されます。

老齡任意加入

来年5月から支給

保険料は12月25日まで

通算老齢年金が受けられる人

現在五十九歳以上の人（明治四十四年四月一日以前生まれの人）で、昭和三十六年四月の国民年金制度開始当時、国民年金に加入された人（高齢任意加入）は、十年年金といつて明年三月で十五歳を迎えた人に對し老齢年金の支給が開始されます。そこで、婦人会を通じて徴収されたみなさんの保険料は、町から社会保険事務所を経て國へ納付されますが、国ではその保険料の納付状況を電子計算機に記録し、それを基づいて年金の支出が決定されますので、裁判請求がスムーズにできるよう明年三月までの保険料を、今年十二月二十五日までに納めていただくようお願いします。

